

第 59 回 全国児童養護施設長研究協議会

開 催 要 綱

総 主 題 『子どもを未来とするために』
サブテーマ 『地域における社会的養護の担い手として』

<趣 旨>

全国児童養護施設協議会は、「児童養護施設の近未来像」の実現に向けた事業を進め、国において児童虐待防止法の見直し及び児童福祉法の改正、児童養護施設関係予算の充実等が図られる結果となった。

一方、政府はいわゆる「三位一体改革」を進めている。全養協では地方分権推進の必要性を認識しながらも、社会的養護におけるナショナルミニマムの重要性和、地方間格差が生ずる現状にあたり、その動きに反対の姿勢を示してきた。その結果、平成 17 年度においては、児童保護措置費の一般財源化は見送られたが、この改革は大幅な国庫補助負担金の削減を前提としているため、今後もその推移を注視する必要がある。

そこで全養協では、今年度「地方分権・地域福祉推進と児童養護施設のあり方検討特別委員会」を設置し、三位一体改革の動向把握、適切なサービス水準の確保方策等について検討を重ね、各児童養護施設が、新たな施策や予算を有効に活用できるような支援とともに、国及び地方自治体への働きかけも行うこととしている。

また、新たな法制度の改正により各児童養護施設は、地元の市区町村における要保護児童問題への体制づくりに積極的に関わり、その有する養育ノウハウ等を地域に還元する取り組みが求められている。われわれは、すべての子どもたちの最善の利益の実現を目指し、ケア単位の小規模化、退所児童のアフターケアを含めた自立支援の充実、家族や地域に対する支援といった取り組みを積極的に推進していかなければならない。

そのため、地域における社会的養護の担い手として『子どもを未来とするために』、本研究協議会において大いなる成果を上げられることを期待したい。

<主 催> (福) 全国社会福祉協議会・全国児童養護施設協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、(福) 群馬県社会福祉協議会

<後 援> 厚生労働省、群馬県、高崎市、伊香保町
(予 定)

<期 日> 平成 17 年 11 月 16 日(水)～18 日(金)

<会 場> 群馬県・高崎市文化会館(初日全体会)

〒370-0065 高崎市末広町 23 番地 1 電話：027-325-0681

伊香保温泉・ホテル木暮(初日交流会、2 日目研究部会、3 日目全体会)

〒377-0102 北群馬郡伊香保町 135 番地 電話：0279-72-2701

伊香保温泉・福一(2 日目研究部会)

〒377-0193 北群馬郡伊香保町甲八 電話：0279-20-3000

<参加者> 児童養護施設の施設長及び職員 法人役員等 永年勤続被表彰者 都道府県・指定都市等の行政・児童相談所関係職員 社会福祉協議会役職員、民生委員・児童委員 その他児童福祉関係者

<参加人数> 700名

<日 程>

	9:00	11:30	13:00	14:00	15:15	16:30	18:30
16日 (水)			受付	開会式 顕彰 表彰	基調 報告	基調講演	移動 交流会
17日 (木)	研究部会(第1～第6・特別、計7会場)						
18日 (金)	海外 研修 報告	シンポ ジウム	行政 説明	閉 会 式			
	9:00	9:30	11:20	11:50	12:00(終了)		

<プログラム>

【11月16日・水】

- 11:30～ 受付開始 (児童文化奨励絵画展オープニングセレモニー)
- 13:00～ 開会式・顕彰・永年勤続表彰式
- 14:00～ 基調報告 全国児童養護施設協議会 会長 加賀美 尤祥
- 15:15～ 基調講演 「地方分権・地方財政の動向と課題」
(株読売新聞 編集局次長 大久保 好雄 氏)

基調講演<趣旨> 政府が進めている改革の流れの中で、児童養護施設に大きな影響を及ぼすと予想される地方分権の動向を把握しその対応を準備する。そして、次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県・市区町村にて策定され実施されている「行動計画」を踏まえ、地域において児童養護施設の果たすべき役割のヒントを得る。

- 16:30～ 伊香保町へ移動
- 18:30～ 交流会(ホテル木暮)

【11月17日・木】 9:00～17:00 研究部会

研究部会	テーマ
第1	「児童養護施設における新たな専門職の役割と機能」 (ファミリーリカ・心理担当職員・個別対応職員)
第2	「ケア単位の小規模化とケアの個別化 その実際と課題」
第3	「子どもの心身の発達を保障し、子どもの権利を擁護する養育とは」
第4	「職場におけるチームワークと施設長・指導的職員の役割」 <u>定員：60名</u>
第5	「子ども(当事者)の声を聴く(その3)」 <u>定員：50名</u>
第6	「子ども自立支援計画策定の手順と実践」
特別	「地方分権・地域福祉推進と児童養護施設のあり方」 ～特別委員会での検討経過とこれからの課題を中心に～

第1・2・3・6研究部会については、午前・午後で別の部会を選択することができるような運営を行います。お申込み時にはご注意ください。

【11月18日・金】

9:00～ 第30回資生堂海外研修報告

9:30～11:20 シンポジウム『地域における社会的養護の担い手として』

すべての子どもたちの最善の利益の実現を目指す上で、児童養護施設が社会的養護の担い手として地域社会と連携し、果たすべき地域支援の役割について協議する。

(シンポジスト) 日本社会事業大学 助教授
山下 英三郎 氏(日本スクールソーシャルワーク協会会長)
ルーテル学院大学 教授
和田 敏明 氏(前全国社会福祉協議会事務局長)
地方分権・地域福祉推進と児童養護のあり方検討特別委員会委員長
中田 浩(大阪市・聖家族の家施設長)

(司 会) 法政大学 教授 高橋 利一 氏
11:20～ 行政説明 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課
11:50～ 閉会式(12:00終了)

<参加費>

ひとり 16,000円(資料代含む。宿泊費・交流会費・昼食費は別)

<参加・宿泊申込先>

参加申込および宿泊・交流会・昼食等の申込については、別添の案内書に必要事項をご記入のうえ、下記の旅行代理店にご送付ください。

(株)ジェーティービー 前橋支店(担当:小金沢)

〒371-0024 群馬県前橋市表町2-9-11

TEL 027-224-4113 FAX 027-221-0221

<お問合せ先>

本研究協議会のプログラムおよび運営については、下記宛にお問合せください。

全国児童養護施設協議会（担当：須藤、^{くす}楠）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3 - 3 - 2 新霞が関ビル4階 全社協・児童福祉部内

TEL 03 - 3581 - 6503 FAX 03 - 3581 - 6509

<申込書記入事項の取扱いについて>

全国児童養護施設協議会は、本研究協議会における個人情報保護における取扱契約を(株)ジェーティービー前橋支店と交わした上で、同社に参加申込とりまとめ業務と委託しています。

本会は、(株)ジェーティービー前橋支店から申込書に記載された事項のうち、「都道府県名」「施設名」「役職名」「氏名」「希望研究部会」の個人情報の提供を受け、本研究協議会参加者名簿として作成し、配布資料に印刷します。なお、これらの個人情報は本研究協議会の運営管理の目的にのみ使用します。

第1 研究部会

「児童養護施設における新たな専門職の役割と機能」 (ファミリーソーシャルワーカー・心理担当職員・個別対応職員)

< 趣旨 >

国は、平成 16 年から全児童養護施設にファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）を配置する旨の予算化を行ったが、17 年 3 月の全養協調査によると 80%を超える施設がすでに配置済みとなっている。またそれより先に、平成 11 年には被虐待児童の多い施設への心理担当職員、平成 13 年からは被虐待児童個別対応職員が全施設に配置が可能になるなど、被虐待児童ほか処遇困難児童へのケア実践に新たな人材が登用され、ケア職員との協働を通して、専門的かつきめ細かな養護実践の展開が始まろうとしている。

このような背景を受けて全養協でも、資質向上をねらいにファミリーソーシャルワーカー研修会（他種別と合同）また、心理担当職員、個別対応職員を含めた中堅職員研修会の二つの研修会を昨年立ち上げたが、専門性は資質のみに帰するのでは決してない。つまり、目前の子どもたちの自立支援と家族再統合の援助過程において、これらの新たな専門職員が、有用なスタッフとしていかに機能し活躍していくかが重要であり、その采配が施設長に問われることになる。

以上の視点にたつて、本部会では討議を行うが、従来の運営方法を見直して、15～20 分単位の実践報告を複数設け、それに対して質疑応答を行なう学会形式を採用する。また、それぞれ専門的指向の違いや参加者の関心の程度を配慮して、午前と午後の 2 部セッション選択制とする。

< 論点 > 午前と午後の 2 部セッション選択制

第 1 部（午前）ファミリーソーシャルワーカーについて

1. 基本的役割認識と実践の状況
2. 養育体制の中での位置づけと他職員・里親との協働のあり方
3. 児童相談所ほか他機関との連携のあり方

第 2 部（午後）心理担当職員、個別対応職員について

1. 実践の状況と課題
2. 養育体制の中での位置づけと他職員との協働のあり方
3. 今後の方向と展開

第 2 研究部会

「ケア単位の小規模化とケアの個別化 その実際と課題」

< 趣旨 >

今後の施設養護の方向性はすでに「児童養護施設の近未来像」に示されているようにケア単位の小規模化によるケアの個別化にある。平成 16 年 12 月に策定された国の「子ども・子育て応援プラン」では< 施設の小規模化の推進 > が平成 21 年度までの具体的数値目標として掲げられている。

現状は、今年 2 月 1 日現在で全国の児童養護施設 555 か所のうち、地域小規模児童養護施設は 61 か所、小規模グループケアは 218 か所で実施されている。今年度中にはそれぞれ 93 か所、305 か所になる見込みである。先行する分園型グループホーム等を加えればケアの小規模化は数値的には着実に進展している。

しかし、内実においては平成 20 年度には小規模グループケア定員が 6 名になることを前提とした施策であることを考えると職員配置や居住環境の整備はすすむが経営面からすれば、乗り越えるべき課題は多い。

一方、施設養護と共に社会的養護を担う里親制度でのグループホームの取り組みは制度的支援の薄さの中にありながら、ケアの個別化、単位の小規模化の視点に立つとき、示唆に富む取り組みがなされている。その経験に学ぶことは施設養護のケアにとって不可欠であるとも言える。

以上の視点にたつて、本部会では討議を行うが、従来の運営方法を見直して、15～20 分単位の実践報告を複数設け、それに対して質疑応答を行なう形式を採用する。また、それぞれ専門的指向の違いや参加者の関心の程度を配慮して、午前と午後の 2 部セッション選択制とする。

< 論点 > 午前と午後の 2 部セッション選択制

第 1 部（午前）小規模化の取り組み その実際

1. ハード面から見た小規模グループケアの現状と課題
2. 利用者（子どもと家族）の視点から見たケアの個別化とケア単位の小規模化
3. 小規模化の運営上の課題、ことに職員配置、勤務形態、スーパーバイズ体制など

第 2 部（午後）地域に根ざすグループホームの課題

1. 地域小規模児童養護施設等のグループホームの取り組みと到達点
2. 里親型グループホームの実践に学ぶ
3. 近未来における施設養護とグループホーム

第3研究部会

「子どもの心身の発達を保障し、 子どもの権利を擁護する養育とは」

<趣旨>

子どもの権利条約が成立して早くも15年、日本が批准して10年が経過した。成立以来昨年までの間に国連子どもの権利委員会は、児童福祉に関する厳しい勧告を日本政府に対し2度にわたって行っている。施設措置中心の養護も一つの重大な権利侵害の課題として突きつけられている。

国連の主査委員として日本を審査した成均館大学の李亮喜教授は「子どもの権利を浸透させるには、子どもとの一瞬一瞬のかかわりの中に現れる大人の意識の見直しが重要。子どもへの態度を変える努力を忍耐と献身をもって時間をかけてしなければならない。」と提案している。

全養協で取り組んできた「近未来像」は、子どもの権利条約の理念を具現化しようとしたものである。つまり子どもたち一人ひとりがかけがえのない存在であり、権利の主体であることを基軸にパラダイムを転換していこうとしたものである。

平成9年の児童福祉法改正で自立支援が、また昨年の同法改正でようやく施設退所児童への自立支援の役割が明記されたところであるが、子どもの生涯にわたって心身の発達を保障しようとする理念もシステムも「権利条約」にほど遠い現状であると言わざるを得ない。その一方で福祉サービスを受けるものの側に立った、サービスの質を問う「第三者評価」事業の推進が求められている。

このような状況下において、児童養護施設における子どもの養育の質を高めていくための原点に立ち返り、「子どもの心身の発達を保障し、権利を擁護する養育」のあり方を議論したい。

<論点> 午前と午後の2部セッション選択制

第1部（午前）講義

【テーマ】

「子どもの心身の発達保障する養育・自立支援（socialization）」

第2部（午後） 養育の質を問う

1. 権利侵害の生じる背景
2. 権利を擁護する養育とは
3. 「第三者評価」事業への取り組み

第4研究部会

「職場におけるチームワークと施設長・指導的職員の役割」

（ワークショップ）

<趣旨>

児童養護施設の運営も、ユニット化、小規模化、地域化と展開していこうとしている。遅まきながら、心理担当職員やファミリーソーシャルワーカーなどの配置もすすみ、多職種による職員集団が形成されてきた。一方で、迎え入れる子どもが背負っている問題はますます困難になっている。このような事態に見合うような児童養護施設の最低基準の改正が必要であるが、それとともに、組織的な運営とチームワークの強化を図ることが急務である。

本研究部会では、参加対象者である施設長や指導的職員（主任等）には、どのような役割（リーダーシップ）が求められているのか、スタッフのチームワークによってどのような相乗効果を期待できるのかを、演習を通して具体的に学んでいく。

<論点>

1. 児童養護施設における「仕事」の意味
2. 「チームワーク」とはなにか
3. 求められるリーダーシップのあり方

第4研究部会は、演習（ワークショップ）を中心に進行しますので、参加者には積極的なかかわりを願います。

第5 研究部会 「子ども（当事者）の声を聴く（その3）」

<趣旨>

本企画は、今回で第3回目を迎える。これまで過去2回同様の企画を実施し、私たちは当事者である児童養護施設入所者OBの語る声に耳を傾けてきた。その経験から、私たちの仕事に対する評価と問題提起をもらうことができた。また、彼ら自身が語ることで、気づき、考えるプロセスを共有することができた。

それは語る側から聴き手であるわれわれに対して「真剣に聴く姿勢」を問われる機会でもあった。聴く側の課題として、相手の話を「聴くことに徹する困難性」が課題として残されたように思う。

第3回目になる今年は、当事者の語りに耳を傾けるとともに、援助者が相手の話を「聴く」ことの課題を考えてみたい。

<論点>

1. 当事者の声から学んだもの（昨年度の研究部会を振り返って）
2. 他の領域の「当事者」の声から学ぶ
3. 子ども（当事者）の声を聴くための「環境」を考える
4. 子ども（当事者）の声を聴く
5. 今回の学び、今後の課題

第6 研究部会 「子ども自立支援計画策定の手順と意義」

<趣旨>

児童養護施設は、子どもの自立支援の向上を図るために、一人ひとりの子どもの心身の発達と健康状態及びその置かれた環境を的確に把握・評価し自立支援計画書を策定する。またその見直しを行った上で、児童の自立に向けての取り組みを行なっている。

平成16年度の児童福祉法の改正やそれに伴う児童福祉施設最低基準の改正により、子どものおかれている状況を踏まえ、子どもの心身の発達と健康状態、及びそれぞれの子どもの取り巻く家庭、教育・児童福祉機関、近隣地域の養育力や子どもを中心とした相互の連携状況についてよりの確なアセスメント（実態把握・評価）が強く求められている。

そのために本研究部会では、この3月に作成された「子ども自立支援計画ガイドライン」の意図するねらいや、内容そして自立支援計画の策定方法について報告を受け、自立支援計画の具体的な実践が各施設において、どのように行われているのか現状と課題を共有する。さらに被虐待児で、専門的な対応が求められるケースや、生育歴等にも複雑な背景をもったケースも多くなってきている現状を踏まえ、施設で生活する子どもたちの最善の利益を守るため、子どものアセスメントと自立支援計画のあり方、自立支援の充実について研究協議したい。

<論点> 午前と午後の2部セッション選択制

第1部（午前）

講義「子ども自立支援計画ガイドライン」

講師 相澤 仁（厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課長補佐）

1. こども自立支援計画ガイドライン策定の意義
2. 子どものためのアセスメントと自立支援計画の現状と課題
3. 自立支援計画の今後のあり方

第2部（午後）自立支援の実践方法

1. 児童相談所との連携のあり方
2. 自立支援の実践方法（実践報告）
3. 自立支援の充実にむけて

「地方分権・地域福祉推進と児童養護施設のあり方」
～特別委員会での検討経過とこれからの課題を中心に～

<趣旨>

全養協では今年度から「地方分権・地域福祉推進と児童養護施設のあり方検討特別委員会」を設置し、三位一体改革への対策を含め「児童養護施設の近未来像」で掲げた方針の実現をめざす意味からも児童養護施設の地方分権・地域福祉推進のあり方について検討を重ねている。

本研究部会では、特別委員会での検討経過（１．三位一体改革の動向把握・分析 ２．児童福祉施設の適切なサービス水準の確保のための方策 ３．都道府県・指定都市ごとの動向や取り組み等の情報収集、提供、支援の方法等の検討 ４．地域における子どもの育ちや子育て支援の視点による事業の展開 など）と各地の地方分権・地域福祉推進の動向を踏まえ、今後の課題について研究協議するものである。

<内容>

講義「児童福祉の理念、児童養護施設の使命、『児童養護施設の近未来像』のめざすもの」

全養協レポート 「地域における社会的養護システムの構築に向けて」

全養協レポート 「特別委員会経過報告」

地方分権レポート 「三位一体改革の動向」

地方分権レポート 「児童養護施設関連予算の執行状況、都道府県単独予算推移の動向」

地域福祉推進レポート 「児童家庭支援センターの取り組み」

地域福祉推進レポート 「市区町村における家庭児童相談の取り組み」

地域福祉推進レポート 「児童養護施設独自の地域子育て支援の取り組み」